

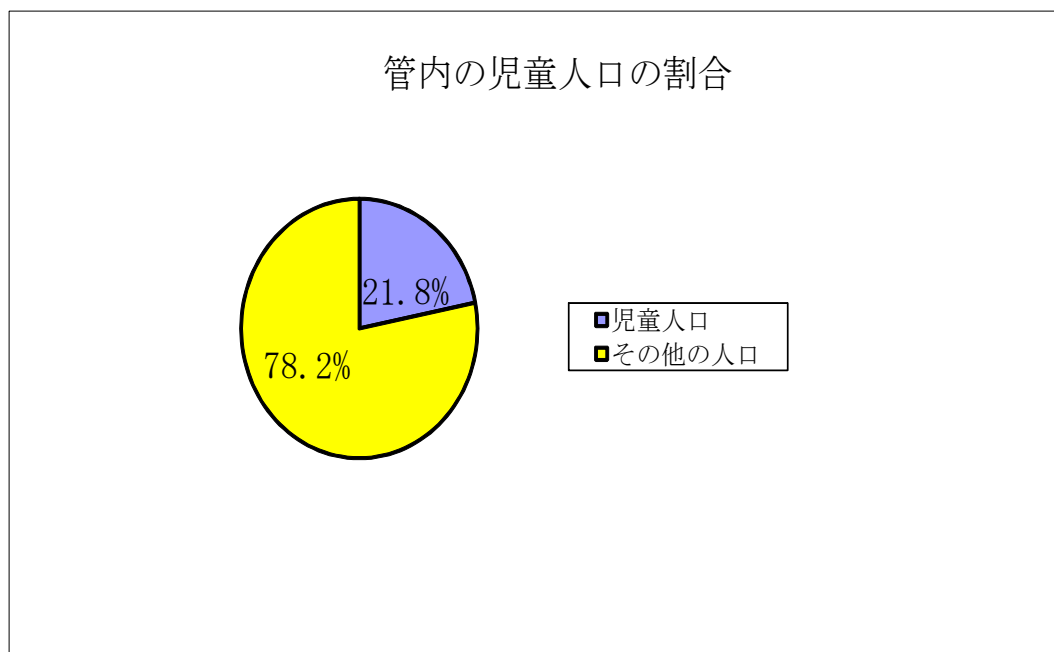
第3 地域福祉班

1 児童福祉

(1) 管内の状況

平成27年3月末現在の管内の18歳未満の人口は110,017人で、管内総人口504,534人の21.8%が児童人口である。

市町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、市では沖縄市が最も高く、町村は北谷町、次いで宜野座村、読谷村の順となっている。



市町村別児童人口

平成27年3月末現在

市町村名	総人口	児童人口	比率
宜野湾市	95,462	20,737	21.7%
沖縄市	139,310	31,273	22.4%
うるま市	121,585	25,756	21.2%
恩納村	10,794	1,915	17.7%
宜野座村	5,888	1,352	23.0%
金武町	11,421	2,401	21.0%
読谷村	41,204	9,429	22.9%
嘉手納町	13,805	2,881	20.9%
北谷町	28,838	6,780	23.5%
北中城村	16,922	3,581	21.2%
中城村	19,305	3,912	20.3%
計	504,534	110,017	21.8%

(3) 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成27年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村	読谷村 嘉手納町 北中城村 宜野座村
監査実施保育所	宜野湾市（うなばら保育所、野嵩保育所、宜野湾保育所） 沖縄市（知花保育所、山内保育所、胡屋あけぼの保育所、 安慶田保育所、泡瀬保育所、南桃原保育所、 越来保育所） うるま市（石川保育所、安慶名保育所、豊原保育所、 与那城保育所、きむたか保育所） 恩納村（恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所） 宜野座村（宜野座村立保育所） 金武町（金武保育所、並里保育所、嘉芸保育所） 読谷村（読谷村南保育所、読谷村北保育所、読谷村保育所） 嘉手納町（嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所） 北谷町（上勢保育所、美浜保育所、謝苺保育所） 北中城村（喜舎場保育所） 中城村（吉の浦保育所）

指導監査実施町村	4町村中	文書指摘	4町村	口頭指導	4町村
指導監査実施施設	32施設中	文書指摘	9施設	口頭指導	32施設

(4) 助産施設（児童福祉法第7条規定による児童福祉施設）

児童福祉法第22条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

(ア) 助産の実施の範囲

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が420,000円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出産一時金 に係る率
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A 階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200円	20%
C1	A 及び D 階層を除き 均等割の額のみ	4,500円	30%
C2	市町村民税の課税世帯 所得割の額がある場合	6,600円	

例：市町村非課税世帯（＝B階層）で出産育児一時金が420,000円の場合
産科医療保障制度の保険料(30,000円)を控除し、390,000円を基とする。

$$2,200 + (390,000 \times 20\%) = 80,200円$$

平成27年1月1日出生児以降は、産科医療保障制度の保険料改正
(16,000円)を控除し、404,000円を基とする。

$$2,200 + (404,000 \times 20\%) = 83,000円$$

(ウ) 平成27年度における入所者数：36人

(県立中部病院) 35人

(県立南部医療センター) 1人

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				備 考
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	
恩納村																	県立助産施設 で助産を実施 した場合、助 産の実施に要 する費用は、 県(福祉保健 所)が支弁し、 自己負担金の 徴収も県が行 う。(H16.4.1)
宜野座村		2				1								2			
金武町						1			1	1			3	1			
読谷村	1	1				1			3				1				
嘉手納町		1			1				1				1	1			
北谷町	2					3				9			1	4			
北中城村					2				1	1			1	2			
中城村																	
小 計	7				9				17				17				
宜野湾市		1				1								2			
沖縄市		6			2	6			3	7			4	3			
うるま市	3	4			8	2			9	8			3	7			
小 計	14				19				27				19				
計	21				28				44				36				

2 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付と償還、母子父子相談業務等を実施している。

(1) 母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。 ※平成 26 年 10 月から父子家庭も貸付対象となっている。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況 (平成 27 年度)

			平成27年度	
No	資金の種類	区分	件数	金額 (円)
1	事業開始資金	母子	2	3,673,000
		寡婦		
		父子		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
		父子		
3	修学資金	母子	43	24,366,000
		寡婦	4	2,760,000
		父子		
4	技能習得資金	母子	9	5,106,000
		寡婦		
		父子	1	408,000
5	修業資金	母子	6	3,204,000
		寡婦	1	816,000
		父子		
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
		父子		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦		
		父子		
8	生活資金	母子	1	834,000
		寡婦		
		父子		
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
		父子		
10	転宅資金	母子	2	458,600
		寡婦	1	101,700
		父子		
11	就学支度資金	母子	11	4,539,100
		寡婦	1	580,000
		父子		
12	結婚資金	母子		
		寡婦		
		父子		
合計		母子	74	42,180,700
		寡婦	7	4,257,700
		父子	1	408,000

(2) 母子・父子及び寡婦相談業務（母子・父子自立支援員）

目的：母子・父子及び寡婦家庭の相談機関として母子・父子自立支援員が配置され、母子・父子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法（第8条）

当所には、4名の母子・父子自立支援員が配置されている。

（平成26年10月より母子自立支援員から母子・父子自立支援員へ名称変更）

(3) 母子・父子福祉協力員

母子父子寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

(4) 母子家庭等に対する支援事業

・「自立支援教育訓練給付金」（平成28年度現在）

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援し、もって母子家庭及び父子家庭の自立促進を図ることを目的として実施する事業。（町村在住者については県が実施）雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%（12,000円以上で20万円を上限）が支給される。

・「高等職業訓練促進給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活費を支給する（非課税世帯：月額10万、課税世帯7万500円。支給対象期間は3年を超えない期間）管内8町村における実績は下記のとおり。

※父子家庭の父は平成25年度入学者から対象となった。

（単位：千円）

年度	対象者数	取得資格（予定）	支給金額	備考
平成25年度	6名	看護師(2)、保育士(3)、作業療法士(1)	7,324	金武町・北谷町・中城村 ・読谷村
平成26年度	6名	看護師(2)、保育士(2)、作業療法士(1) 理容師(1)	6,600	金武町・北谷町・読谷村 ・宜野座村
平成27年度	6名	看護師(2)、保育士(1)、介護福祉士(1) 理容師(1)、作業療法士(1)	5,564	読谷村・宜野座村 金武町・嘉手納町
平成28年度	9名	保育士(3)、看護師(2)、美容師(1) 作業療法士(2)、鍼灸師(1)	10,682	中城村・読谷村・金武町 嘉手納町・宜野座村 北中城村

(5) 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。(入所の手続きは市の窓口)

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	認可(設置)年月日	電話番号
レインボー ハイツ	13	沖縄市諸見里 2-7-8	沖縄市	S49.6.1	(098) 933-2562

(6) 管内ひとり親家庭生活支援モデル事業

(沖縄県母子寡婦連合会受託事業)

目的：ひとり親家庭の子どもの心身の健全な発達等を支援するため、様々な課題を抱えて困窮しているひとり親家庭に対して、民間のアパート等を借り上げし、地域の中で自立した生活が送れるように事業を実施している。

① 沖縄県ひとり親家庭生活支援モデル事業

マザーズスクエアゆいはあと中部 (H28年11月開設)

住所：北谷町字桑江257番地1F

TEL：098-921-7800

※利用世帯数(新規) 平成28年度 8世帯

② うるま市母子家庭生活支援モデル事業

マザーズスクエアうるはし

住所：うるま市みどり町6丁目2番8号

TEL：098-972-7900

3 配偶者間暴力相談・婦人保護事業

年々増加傾向にある配偶者間暴力相談に対応するため、平成23年4月1日より南部及び中部福祉保健所においても配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という）の機能が付与されることとなり、本県においては女性相談所を中心に6つのセンターで配偶者間暴力相談及び婦人保護事業を行うこととなった。

平成27年度における当センターでの相談件数は1,205件で、平成26年度に比べて164件増加しており、うちDVを含む相談件数は787件で全体の65.3%を占めている。

市町村別相談内訳（平成27年度）

市町村名	来所相談		電話相談		出張相談		合計	
	内DV		内DV		内DV		内DV	
宜野湾市	30	30	105	105	5	5	140	140
沖縄市	60	55	149	136	5	5	214	196
うるま市	39	36	471	106	8	4	518	146
宜野座村							0	0
恩納村	1	1	29	29			30	30
金武町	4	1	8	6			12	7
読谷村	13	11	27	18	1	1	41	30
嘉手納町	10	8	19	18	2	2	31	28
北谷町	14	13	61	59	1	1	76	73
北中城村	8	8	43	41	2	2	53	51
中城村	12	12	19	17	1	1	32	30
浦添市			2	2			2	2
名護市	2	2	8	8			10	10
南城市			2	2			2	2
八重瀬町			6	6			6	6
県外	2	2	19	19	2	2	23	23
不定・不明			15	13			15	13
計	195	179	983	585	27	23	1,205	787

保護命令申立件数（平成27年度）

市町村名	合計	保護命令（新規・再度）						
		新規	再度	配偶者			生活の本拠を共にする	
				夫	内夫	元夫	交際相手	元交際相手
宜野湾市	4	4	0	3	1	0	0	0
沖縄市	4	4	0	1	3	0	0	0
うるま市	1	1	0	0	1	0	0	0
読谷村	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉手納町	0	0	0	0	0	0	0	0
北谷町	1	1	0	0	0	1	0	0
北中城村	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	1	1	0	0	1	0	0	0
合計	11	11	0	4	6	1	0	0

*当センター保護命令申立申請はすべて計上（取下ケースも含む）

*生活の本拠を共にする交際相手からの暴力については平成26年1月からDV法の適用対象

4 障害者福祉

(1) 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

(2) 療育手帳制度

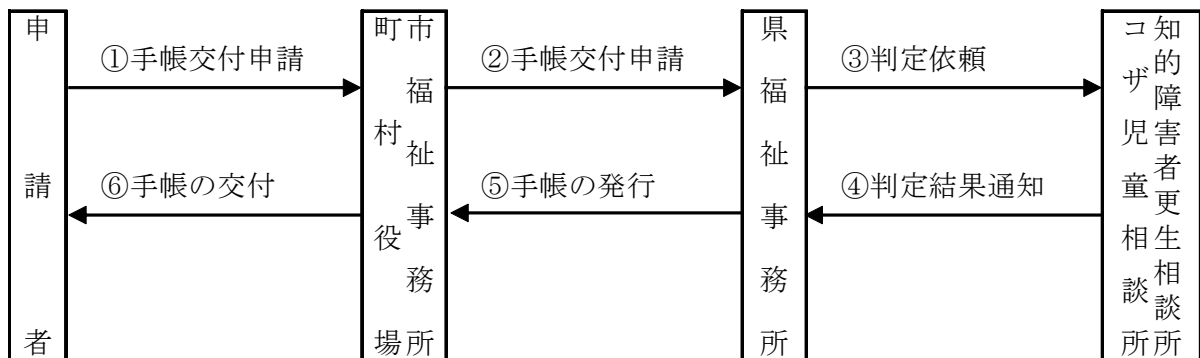
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

(ア) 交付手続き

申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



(イ) 平成27年度の市町村別・障害程度別の療育手帳交付状況

障害程度	うるま市	沖縄市	宜野湾市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村		その他	合計
A1	115	142	69	12	7	16	29	13	17	17	14		4	455
A2	319	313	166	16	6	28	91	35	56	31	40		5	1,106
B1	329	377	227	36	20	34	108	40	80	31	36		13	1,331
B2	486	586	322	21	21	56	152	72	101	46	75		25	1,963
計	1,249	1,418	784	85	54	134	380	160	254	125	165		47	4,855

(3) 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	H28年4月から 26,830円	受給者本人及び配偶者・扶養義務者について所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	H28年4月から 14,600円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	H28年4月から 14,600円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	左の内訳（平成27年度）			
						特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置）	計
恩納村	16	19	19	13	15	8 2,333,880	7 1,067,440	0 0	15 3,401,320
宜野座村	4	5	5	2	3	0 0	3 505,100	0 0	3 505,100
金武町	19	23	26	26	27	14 4,111,220	12 2,062,480	1 187,220	27 6,360,920
読谷村	101	99	96	97	98	56 17,635,340	40 7,039,040	2 346,160	98 25,020,540
嘉手納町	30	30	27	26	28	18 5,806,220	9 1,355,680	1 173,080	28 7,334,980
北谷町	75	76	83	98	106	50 15,884,000	56 8,771,200	0 0	106 24,655,200
北中城村	41	47	50	54	66	44 12,334,900	21 3,347,120	1 173,080	66 15,855,100
中城村	35	37	44	44	45	27 9,147,940	17 2,712,720	1 173,080	45 12,033,740
合計	321	336	350	360	388	217 67,253,500	165 26,860,780	6 1,052,620	388 95,166,900

(4) 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 平成28年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	4	1	0	5	0	4	4	0	18
掛金免除者（再掲）	4	1	0	5	0	3	2	0	15

心身障害者扶養共済年金受給状況 平成28年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
0	1	1	2	1	0	1	1	7

(5) 障害者総合支援法等に基づく実地指導

自立支援給付支給事務等に関する市町村に対する指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、市町村の自立支援給付等支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針として、平成19年度より実地指導を行っている。

また、障害者総合支援法等に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は、「障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として、平成19年度より実地指導を実施している。

(ア) 市町村指導

市町村名	平成27年度	
	指導箇所	指導結果
宜野湾市	○	文書指摘： 15件
沖縄市	○	
うるま市		
恩納村		
宜野座村		
金武町	○	
読谷村	○	
嘉手納町		
北谷町	○	
北中城村		
中城村	○	
計	6箇所	

※○印は、実施箇所

(イ) 障害福祉サービス事業者等指導

事業種別	平成27年度	
	指導箇所	指導結果
居宅介護・重度訪問介護	8	文書指摘： 71件
同行援護	4	
行動援護		
療養介護		
生活介護	4	
短期入所	1	
重度障害者等包括支援		
共同生活介護		
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）		
就労移行支援	2	
就労継続支援A型	9	
就労継続支援B型	6	
共同生活援助	2	
相談支援		
児童発達支援	3	
放課後等デイサービス	5	
障害児相談支援		
計	44	

(6) 障害者総合支援法等に基づく相談支援事業等について

障害者総合支援法等に基づき様々な福祉サービスが一体的に提供されているが、障害のある方が地域社会において当たり前のように生活していくためには、ニーズに合わせて複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、社会的資源の改善・開発を行う相談支援事業が不可欠な業務であることから、相談支援事業は住民に身近な市町村が主な実施主体となっている。

平成24年4月、市町村の相談支援事業に加え、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援が導入され、相談支援体系の充実強化が図られた。また、相談支援の中核をなす自立支援協議会が法定化されたことから、今後も協議会の更なる活性化が必要である。圏域では、引き続き圏域アドバイザーと連携して市町村自立支援協議会の運営に対して助言等を行い、圏域の相談支援体制の構築・強化に努めていく（管内全市町村に自立支援協議会設置済み）。

また、中部圏域の障害児・者及びその家族に対する相談支援体制の強化を目的に中部圏域障害者自立支援連絡会議を設置している。当会議には、療育・教育部会、就労部会、住まい地域支援部会、相談支援部会があり、関係機関の協力のもと、各部会それぞれの課題解決に向け活発に取り組んでいるところである。

5 老人福祉・介護保険

(1) 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者福祉保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

表：中部福祉事務所管内 市町村別65歳以上人口と高齢化の状況

(子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班公表データより抜粋)

平成27年10月1日現在														
市町村名	人 口							中学校 校区数	総世帯数	高齢者のいる世帯				
	総人口	Aのうち 外国人 登録者	65歳 以上人口	Bのうち 外国人 登録者	75歳 以上人口	Cのうち 外国人 登録者	人口比率			総 数	内 訳			
							B/A				C/B	高齢者 単身世帯	高齢者 世帯	その他
No.	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(カ所)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	
1 宜野湾市	97,311	1,047	16,290	112	8,016	58	16.7	49.2	4	41,766	11,726	4,348	2,551	4,827
2 沖縄市	140,221	1,232	24,844	189	12,594	76	17.7	50.7	8	58,410	18,423	7,365	3,644	7,414
3 うるま市	121,972	716	23,743	88	12,121	24	19.5	51.1	10	49,116	16,981	5,939	3,442	7,600
4 恩納村	10,938	537	2,308	24	1,260	4	21.1	54.6	5	5,043	1,598	564	329	705
5 宜野座村	5,926	24	1,284	3	652	1	21.7	50.8	1	2,205	862	287	162	413
6 金武町	11,455	93	2,771	17	1,469	4	24.2	53.0	1	5,186	2,044	924	397	723
7 読谷村	41,151	447	7,550	47	3,929	17	18.3	52.0	2	15,388	5,149	1,413	1,075	2,661
8 嘉手納町	13,770	82	2,966	10	1,682	3	21.5	56.7	1	5,470	2,131	783	370	978
9 北谷町	29,009	592	5,037	47	2,482	16	17.4	49.3	2	11,915	3,483	1,047	728	1,708
10 北中城村	16,934	311	3,375	54	1,758	19	19.9	52.1	1	6,641	2,334	746	526	1,062
11 中城村	19,581	134	3,405	7	1,803	3	17.4	53.0	1	7,641	2,303	613	482	1,208
合 計	508,268	5,215	93,573	598	47,766	225	18.4	51.0	36	208,781	67,034	24,029	13,706	29,299

※本票は、各市町村から報告のあったH27.10.1現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものである。
 ※高齢者のいる世帯は、各市町村の把握している在宅の高齢者がいる世帯。
 ※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

(2) 介護保険制度に係る諸事業の推進

ア 法的根拠及び目的

県福祉事務所では老人保健法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保険福祉計画の策定及び運営管理及び介護保険事業者の指定申請、更新申請、変更届出、実地指導等の業務を行っている。

イ 中部福祉事務所における業務の概要

① 介護保険事業者の指定について

介護保険事業者の提供するサービスのうち、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に併設している事業所は県本庁において、居宅介護サービスの単独型事業所については福祉事務所において指定を行っている。

《中部福祉事務所管轄となる単独型サービスの種類》

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援

- ※上記、居宅介護支援を除く各事業の介護予防サービスも含む
- ※居宅介護支援については H30年度より市町村へ指定権限の移管予定
- ※介護予防通所介護および介護予防訪問介護については H29年度まで

② 介護保険事業者の更新について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、定期的に指定介護保険事業者の基準適合状況を確認するため指定の効力に6年間の期限が設けられ、有効期限満了になる事業所について指定更新手続を行っている。

表：指定及び指定更新等の実施状況（指定事業数）

サービスの種類	平成27年度	
	指定	更新
訪問介護	12	7
介護予防訪問介護	12	2
訪問入浴介護	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0
通所介護	20	28
介護予防通所介護	15	8
訪問看護	13	0
介護予防訪問看護	12	0
福祉用具貸与	1	3
介護予防福祉用具貸与	1	1
特定福祉用具販売	1	0
特定介護予防福祉用具販売	1	0
居宅介護支援	22	7

③ 変更届出等について

介護保険事業者より、事業所運営にかかる変更届、介護給付費算定に係る体制等に係る届出、廃止・休止・再開届出の提出に係る業務を行っている。

《変更届》

介護保険事業者は事業所の名称、所在値、定款、法人代表、管理者、運営規定等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出必要があり

《介護給付費算定に係る体制等に係る届出》

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、適正な介護給付管理の適用を受ける為に事前に届出を行う必要がある。毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

《廃止・休止・再開届出》

介護保険事業者は事業の廃止、休止、若しくは再開した時は県知事に廃止・休止・再開届出書を提出する必要がある。廃止又は休止の1ヶ月前までに届出を行う必要がある。

④ 介護保険事業所に対する実地指導等について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本としサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

《実地指導を行った指定事業数》

平成27年度 89件

⑤ 業務管理体制整備について

平成21年5月の介護保険法の一部改正に伴い、業務管理体制の整備・届出を行うこととなった。事業者は法令遵守責任者の選任等を行い届出を行わなければならない。それらに伴い、届出の受理及び業務管理体制（法令等遵守体制）の確認検査等を行う（平成25年度より「一般検査」を順次実施）。

《一般検査 実施件数》

平成27年度 39法人

6 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法、児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

平成28年2月1日現在

市町村	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率	委嘱内訳			
							男性		女性	
							人数	%	人数	%
宜野湾市	139	11	130	11	94%	100%	48	37%	82	63%
沖縄市	200	15	174	12	87%	80%	52	30%	122	70%
うるま市	171	10	159	10	93%	100%	48	30%	111	70%
市部計	510	36	463	33	91%	92%	148	32%	315	68%
恩納村	20	2	19	2	95%	100%	2	11%	17	89%
宜野座村	12	2	11	2	92%	100%	2	18%	9	82%
金武町	24	2	24	2	100%	100%	5	21%	19	79%
読谷村	62	3	61	3	98%	100%	19	31%	42	69%
嘉手納町	28	3	26	2	93%	67%	6	23%	20	77%
北谷町	48	3	40	3	83%	100%	8	20%	32	80%
北中城村	29	2	26	2	90%	100%	5	19%	21	81%
中城村	31	2	30	2	97%	100%	9	30%	21	70%
郡部計	254	19	237	18	93%	95%	56	24%	181	76%
計	764	55	700	51	92%	93%	204	29%	496	71%

イ 民生委員・児童委員活動状況(市町村別)

平成27年度

項目		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在宅福祉	170	788	323	85	1	13	143	5	107	37	71
	介護保険	22	121	110	49	8	0	14	3	6	23	3
	健康・保健医療	72	210	219	34	12	17	31	32	27	15	9
	子育て・母子保健	129	496	342	13	12	22	31	10	18	42	16
	子どもの地域生活	176	2,062	704	20	15	86	233	11	369	51	44
	子どもの教育・学校生活	356	1,359	786	13	8	809	337	20	231	82	77
	生活費	45	268	203	81	8	11	33	32	26	17	13
	年金・保険	2	60	30	18	0	1	6	2	3	4	1
	仕事	63	211	80	4	0	2	21	0	1	0	5
	家族関係	28	305	143	16	2	7	11	3	5	22	15
	住居	21	107	69	8	1	3	18	2	6	4	8
	生活環境	56	450	187	22	2	14	31	18	11	8	21
	日常的な支援	266	1,829	1,028	190	9	30	1,321	131	21	143	71
	その他	237	2,361	1,403	74	5	617	353	82	81	201	276
計	1,643	10,627	5,627	627	83	1,632	2,583	351	912	649	630	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	546	3,554	2,146	249	28	375	621	213	194	316	208
	障害者に関すること	98	423	460	230	7	48	457	22	19	47	13
	子どもに関すること	696	4,320	2,018	48	40	968	827	58	624	203	147
	その他	303	2,330	1,003	100	8	241	678	58	75	83	262
	計	1,643	10,627	5,627	627	83	1,632	2,583	351	912	649	630
その他の活動件数	調査・実態把握	389	4,125	1,260	72	61	624	784	271	189	143	108
	行事・事業・会議への参加協力	4,351	4,684	3,720	578	343	519	1,331	870	2,134	813	690
	地域福祉活動・自主活動	8,857	9,334	7,143	1,745	1,352	1,669	3,499	2,301	2,958	1,081	1,653
	民児協運営・研修	3,094	3,370	3,090	302	229	493	1,592	1,080	992	1,081	469
	証明事務	667	616	502	106	93	158	417	42	281	96	86
	要保護児童の発見の通告・仲介	1	45	77	9	1	9	17	0	7	3	3
訪問回数	訪問・連絡活動	2,836	6,941	6,556	471	1,247	901	2,413	2,841	2,410	1,035	1,349
	その他	1,786	3,774	10,296	385	489	1,377	1,300	1,915	2,422	405	1,242
連絡回数調整	委員相互	6,288	6,055	5,803	410	670	339	1,510	1,253	3,083	955	382
	その他の関係機関	1,928	3,022	2,851	241	363	647	851	1,135	1,748	866	248
活動日数		17,536	19,297	16,806	2,388	1,904	3,142	8,334	4,152	6,624	3,395	3,115

(2) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省）、「社会福祉法人等指導監査要綱」（県）、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」（県）に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

平成27年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉事務所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成27年 9月15日	読谷村社会福祉協議会	地域福祉班 (班長・主任)
平成27年10月 7日	金武町社会福祉協議会	
平成27年11月 5日	嘉手納町社会福祉協議会	
平成27年11月10日	宜野座村社会福祉協議会	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業等

(3) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標としている。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者への就労の支援その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当額を支給する。

ウ 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。

エ 一時生活支援事業

住居のない方に一定期間、衣食住を提供する。

オ 家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

カ 認定就労訓練事業

一般就労が困難な者に対し、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

管内の実績

(単位：人)

平成27年度	自立相談支援事業	住居確保給付金	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労訓練事業
恩納村	1	0	0	0		
宜野座村	3	0	1	0		
金武町	8	1	0	1		
読谷村	20	5	2	2		
嘉手納町	9	3	1	0		
北谷町	20	6	3	4		
北中城村	6	3	0	1		
中城村	6	1	3	0		
合計	73	19	10	8		